



目次

告 示		ページ
○中芸広域連合の規約の変更の許可	(市町村振興課)	1
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(食品・衛生課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定	(障害保健福祉課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出	(経営支援課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(3件)	(漁業管理課)	1
○基本測量の終了の通知	(用地対策課)	2
○道路の区域変更(5件)	(道路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	3
公 告		
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課)	3
○土地改良区の役員の退任	(")	3
○土地改良区の清算人の退職	(")	3
○入会林野整備計画の適否決定	(森づくり推進課)	4

告 示

高知県告示第238号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月26日付けで許可した。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第239号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を平成26年4月15日付けで次のとおり行った。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所
平成26年9月1日（月）から同月29日（月）まで
高知市中万々85-3 高知理容美容専門学校
- 講習会の講習科目及び講習時間数
(1) 公衆衛生 4時間
(2) 理容所及び美容所の衛生管理 14時間
- 講習会の受講料
18,000円
- 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第240号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日
海辺の杜ホスピ 高知市長浜251番地 平26・4・1
タル

高知県告示第241号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出の概要
(1) 届出者の名称
ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰
(2) 届出者の住所
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ御座店
高知市北御座402番地2ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ダイキ高知北御座店
(変更後) ダイキ御座店
- 変更年月日
平成26年2月15日
- 変更理由
店舗の名称を変更するため
- 届出年月日
平成26年3月25日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第242号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 渡 辺 浩
" 網 野 和 芳
" 竹 内 長 男
(2) 加入区の名称
下ノ加江加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 指定漁船調査の縦覧
(1) 縦覧期間
平成26年4月15日から同月30日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合下ノ加江支所

高知県告示第243号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市 濱 田 勝
 " 林 幸 生
 " 村 上 一

(2) 加入区の名称

野見加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

野見漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年4月15日から同月30日まで

(2) 縦覧場所

野見漁業協同組合

高知県告示第244号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 福 田 昭 一
 " " 坂 本 越 郎
 " " 坂 本 三 男

(2) 加入区の名称

一切加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年4月15日から同月30日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合一切支所

高知県告示第245号

国土交通省国土地理院長から平成25年5月高知県告示第366号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成26年3月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町瀬切字 釜ヶ窪245番1から 安芸郡安田町瀬切字 釜ヶ窪515番1まで	前	6.7 }	25
	後	6.7 }	25
		16.3	

高知県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椎名室戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市浮津字北鎌原		12.3 }	118

68番2から 室戸市浮津字古カコ 74番5まで	前	12.6	118
	後	12.7 }	
		12.9	

高知県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字宮ノ 前1900番	前	3.4 }	56
	後	3.6 }	56
		11.2	
安芸市奈比賀字小鯛 ヶ淵1753番9	前	8.2 }	54
	後	8.2 }	54
		20.8	
安芸市奈比賀字シヲ レ1755番3	前	6.4 }	72
	後	7.4 }	72
		22.9	

高知県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町沢ケ内 字丸尾739番71から 長岡郡本山町沢ケ内 字丸尾739番102まで	前	4.5 }	103
	後	8.9	
	後	5.2 }	103
		35.2	

高知県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年4月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年4月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市吉良川町字下 馬路己2004番12	前	12.7 }	13
	後	14.1	
	後	13.2 }	13
		14.7	

高知県告示第251号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定によ

り都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業(高知市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和45年6月2日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月高知県告示第175号の事業地に高知市青柳町及び知寄町三丁目を加える。

(2) 使用の部分

平成24年3月高知県告示第175号の事業地に高知市大津甲字石貝、字籬ヶ森、字大岩下、字間谷、字大笠、字鳴ヶ機、字丹後、字谷、字法随、字笠松、字北馬場及び字車ヶ元、五台山字法師ノ部、字三ツ石ノ部、字大島山ノ部、字八丁西ノ部、字坂本、字坂本ノ部、字鳴谷観音堂奥ノ谷、字鳴谷汐田、字住吉前、字倉谷竜王下、字西倉谷汐田、字東倉谷、字天神前山添及び字椎ノ木地内を加え、同事業地のうち同市中久万字舟村、字信益、字カセダ、字古川、字六反田、字西久保、字石橋、字新田、字堂尻及び字ビワ橋、南久万字柿内、字賀喜内、字ホタノ木、字下川原、字西川原、字北藪ノ元、字西流田、字実安、字永田、字島田、字国実、字タイノ前及び字北沢、北八反町字恵又、字長田及び字民畑、中万々字次郎丸、字関ノ本、字井ノ本、字戸野田、字保曹田、字大津保、字目賀計、字馬越、字久佐美、字合津保、字寒方、字鎌田、字比良松、字城跡、字大岩谷、字城ノ下、字城ノ南及び字城ノ東、万々字天神口、字里、字奥屋敷、字三月田、字里ノ前、字大勢喜、字三反田、字木ノ下、字中屋敷、字堂ノ本、字井流口、字森田、字四郎ヶ内、字森屋敷、字西ノ川、字大森、字小谷、字今西、字戸比賀衛、字和田、字坂本、字久佐花、字門ノ本、字開花谷及び字梅ヶ谷、福井町字西カンホロ、字カマフタ、字火トホシ、字北江添、字東江添、字フデン、字原山、字芝中、字長尾、字茶山、字塚穴ヶ北、字平岩山、字西長尾、字塚穴及び字塚穴ノ本、福井扇町字福井扇町、南万々字中津満智、字渡瀬、字石神、字福田、字壺町田及び字賀満布多、中秦泉寺字大柳、宇津野字宇津野及び字北谷、大津甲字尾目路、字和田、字飛鳥山、字川内、字大門、字アチャカキ、字西木戸及び字湯ノ山、大津乙字蔭谷、字橋本、字岩崎、字尾崎、字茶山、字板井崎、字東山、字主水山

及び字林ノ谷、介良乙字赤入道、字火打岩、字仙国、字二ツ岩、字次郎丸、字谷田、字長丁、字杉ノ下、字若宮ノ前及び字高間ヶ原、介良甲字器械田、字丹後坊、字北野、字国光山、字イザリ石及び字酒造田並びに吸江字大島岬、字西崎及び字磯坂地内において事業地を変更し、同事業地から同市大津甲字硯岩、大津乙字アンシャ、字加納戸、字樋ノ口及び字車ヶ元、介良乙字法師次郎、字北山、字横堀、字赤坂、字王子、字大面、字長者谷、字尖谷、字度印、字横手、字蔵ノ後、字神田木、字内蔵後及び字芝並びに介良甲字茶白山及び字姥ヶ懐地内の事業地を削る。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	中山 一郎	須崎市上分丙1164

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	澤野 啓助	室戸市吉良川町乙4034
”	佐藤 隆起	” ” 乙3747-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
森岡 秀男	室戸市羽根町 乙5368-7
小松 弘之	” 吉良川町乙3820
小松 健二	” ” 甲2176-1
尾崎 文彦	” 羽根町 甲1121-1
竹崎 直壽	” ” 甲 328-1
藤戸 敬吉	” ” 甲 594-6
岡村 辰雄	” ” 甲 76-イ

~~~~~  
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、銚土入会林野整備組合が行う銚土入会林野整備計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を公衆の縦覧に供する。

平成26年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
銚土入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年4月15日から同年5月15日まで
- 3 縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び大月町役場